

事務局からのお願い 令和4年6月13日

住宅における申請で住宅の附帯工事として規定に即しない申請案件を確認しております。

本助成事業の規定2条7項は以下のとおり規定されています。
「市民が自己の所有する、市内で主たる居住の用に供する家屋、及びこれらに付帯するもの(共同住宅、専用住宅、居住用所有隣接地等含む)をいう。」

従って住宅における附帯工事は市民が居住する住宅と同一敷地内における工事が助成対象となりますので改めてご確認ください。